

ショートステイ のぞみの苑（介護保険の負担割合が1割の場合）

利用料金・従来型個室（介護保険適用時・1日あたり）

介護度	段階	介護保険 自己負担額	居住費 (日額)	食費				食費負担限度額 (日額)	自己負担額 合計	その他サービス 送迎加算
				朝食	昼食	夕食	(日額)			
要支援1	第1段階	473円	380円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,153円	片道 184円
	第2段階		480円					600円	1,553円	
	第3段階①		880円					1,000円	2,353円	
	第3段階②		880円					1,300円	2,653円	
	第4段階		1,231円					1,445円	3,149円	
要支援2	第1段階	583円	380円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,263円	
	第2段階		480円					600円	1,663円	
	第3段階①		880円					1,000円	2,463円	
	第3段階②		880円					1,300円	2,763円	
	第4段階		1,231円					1,445円	3,259円	
要介護度1	第1段階	675円	380円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,355円	
	第2段階		480円					600円	1,755円	
	第3段階①		880円					1,000円	2,555円	
	第3段階②		880円					1,300円	2,855円	
	第4段階		1,231円					1,445円	3,351円	
要介護度2	第1段階	744円	380円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,424円	
	第2段階		480円					600円	1,824円	
	第3段階①		880円					1,000円	2,624円	
	第3段階②		880円					1,300円	2,924円	
	第4段階		1,231円					1,445円	3,420円	
要介護度3	第1段階	817円	380円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,497円	
	第2段階		480円					600円	1,897円	
	第3段階①		880円					1,000円	2,697円	
	第3段階②		880円					1,300円	2,997円	
	第4段階		1,231円					1,445円	3,493円	
要介護度4	第1段階	887円	380円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,567円	
	第2段階		480円					600円	1,967円	
	第3段階①		880円					1,000円	2,767円	
	第3段階②		880円					1,300円	3,067円	
	第4段階		1,231円					1,445円	3,563円	
要介護度5	第1段階	956円	380円	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,636円	
	第2段階		480円					600円	2,036円	
	第3段階①		880円					1,000円	2,836円	
	第3段階②		880円					1,300円	3,136円	
	第4段階		1,231円					1,445円	3,632円	

① 上記金額自己負担額は、令和6年8月1日からのものです。

② 介護保険自己負担額には、看護体制加算（Ⅲ）12円、看護体制加算（Ⅳ）23円、夜勤職員配置加算15円、サービス提供体制加算（Ⅰ）22円がそれぞれに含まれております。（要支援1・2については、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円のみ含まれております）

③ 65歳以上の方で、次のいずれかに該当する場合は、介護保険の負担割合が1割となります。
 (1) 単身の場合は、本人の合計所得金額が160万円未満の方。（年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円未満の方）
 または同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満。
 (2) 単身の場合は、本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円未満の方。
 または同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満。

④ 居住費・食費については、所得に応じて利用料金が異なります。

令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階別となりました。また、第3段階が①と②に細分化され食事の負担額が一部変更となりました。

- 第1段階 市町村住民税非課税世帯の生活保護受給者または高齢福祉年金受給者の方で、預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の方
- 第2段階 市町村住民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、預貯金等が単身650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方
- 第3段階① 市町村住民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、預貯金等が単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方
- 第3段階② 市町村住民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、預貯金等が単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方
- 第4段階 市町村住民税課税世帯（配偶者が市町村住民税課税の場合も含む）又は預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）を超える方等。

食費につきましては、平成25年9月1日より提供した食事に対しての利用料金がかかります。

また、従前どおり負担限度額認定証に記載されている額が利用料金の上限となります。

※上記以外にも療養食加算8円/1食、介護職員等処遇改善加算（1ヶ月）介護保険総額の14.0%、連続31日以上減算30円/1日など、その他必要な経費もございます。詳細はお問い合わせ下さい。

ショートステイ のぞみの苑（介護保険の負担割合が1割の場合）

利用料金・従来型多床室（介護保険適用時・1日あたり）

介護度	段階	介護保険 自己負担額	居住費 (日額)	食費				食費負担限度額 (日額)	自己負担額 合計	その他サービス 送迎加算
				朝食	昼食	夕食	(日額)			
要支援1	第1段階	473円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	773円	片道 184円
	第2段階		430円					600円	1,503円	
	第3段階①		430円					1,000円	1,903円	
	第3段階②		430円					1,300円	2,203円	
	第4段階		915円					1,445円	2,833円	
要支援2	第1段階	583円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	883円	
	第2段階		430円					600円	1,613円	
	第3段階①		430円					1,000円	2,013円	
	第3段階②		430円					1,300円	2,313円	
	第4段階		915円					1,445円	2,943円	
要介護度1	第1段階	675円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	975円	
	第2段階		430円					600円	1,705円	
	第3段階①		430円					1,000円	2,105円	
	第3段階②		430円					1,300円	2,405円	
	第4段階		915円					1,445円	3,035円	
要介護度2	第1段階	744円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,044円	
	第2段階		430円					600円	1,774円	
	第3段階①		430円					1,000円	2,174円	
	第3段階②		430円					1,300円	2,474円	
	第4段階		915円					1,445円	3,104円	
要介護度3	第1段階	817円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,117円	
	第2段階		430円					600円	1,847円	
	第3段階①		430円					1,000円	2,247円	
	第3段階②		430円					1,300円	2,547円	
	第4段階		915円					1,445円	3,177円	
要介護度4	第1段階	887円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,187円	
	第2段階		430円					600円	1,917円	
	第3段階①		430円					1,000円	2,317円	
	第3段階②		430円					1,300円	2,617円	
	第4段階		915円					1,445円	3,247円	
要介護度5	第1段階	956円	無料	345円	590円	510円	1,445円	300円	1,256円	
	第2段階		430円					600円	1,986円	
	第3段階①		430円					1,000円	2,386円	
	第3段階②		430円					1,300円	2,686円	
	第4段階		915円					1,445円	3,316円	

① 上記金額自己負担額は、令和6年8月1日からのものです。

② 介護保険自己負担額には、看護体制加算（Ⅲ）12円、看護体制加算（Ⅳ）23円、夜勤職員配置加算15円、サービス提供体制加算（Ⅰ）22円がそれぞれに含まれております。（要支援1・2については、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）22円のみ含まれております）

③ 65歳以上の方で、次のいずれかに該当する場合は、介護保険の負担割合が1割となります。
 (1) 単身の場合は、本人の合計所得金額が160万円未満の方。（年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円未満の方）
 または同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満。
 (2) 単身の場合は、本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入とその他の合計所得金額の合計が280万円未満の方。
 または同一世帯に65歳以上の方が2人以上いる場合は、年金収入とその他の合計所得金額の合計が346万円未満。

④ 居住費・食費については、所得に応じて利用料金が異なります。

令和3年8月から預貯金等の金額が利用者負担段階別となりました。また、第3段階が①と②に細分化され食事の負担額が一部変更となりました。

- 第1段階 市町村民税非課税世帯の生活保護受給者または高齢福祉年金受給者の方で、預貯金等が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下の方
- 第2段階 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方で、預貯金等が単身650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方
- 第3段階① 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方で、預貯金等が単身550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方
- 第3段階② 市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方で、預貯金等が単身500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方
- 第4段階 市町村民税課税世帯（配偶者が市町村民税課税の場合も含む）又は預貯金等が単身で500万円（夫婦で1,500万円）を超える方等。

食費につきましては、平成25年9月1日より提供した食事に対しての利用料金がかかります。

また、従前どおり負担限度額認定証に記載されている額が利用料金の上限となります。

※上記以外にも療養食加算8円/1食、介護職員等処遇改善加算（1ヶ月）介護保険総額の14.0%、連続31日以上減算30円/1日など、その他必要な経費もございます。詳細はお問い合わせ下さい。